

法 律

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年六月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第五十一号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
第二百四十四条第一項第二号の二中「第百四十二条の四第六項」を「第百四十二条の四第七項」に改める。  
第二百七十三条中「当該参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは」を「当該都道府

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣 武田 良太  
内閣総理大臣 菅 義偉

著作権法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年六月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第五十二号

著作権法の一部を改正する法律

第一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号の五の次に次の三号を加える。

九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む)をいう。

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ)のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるもの(著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者(以下「著作権者等」という)の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く)をいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内(当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内)に行われるもの(当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く)であること。

ロ 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの(著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く)であること。  
ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること。

九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係(以下単に「密接な関係」という)を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。

第二条第一項第二十一号中「著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下「著作権者等」という)を「著作権者等」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。  
二十三 著作権等管理事業者 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。

第三条第九項中「第九号の五」の下に「第九号の七」を加える。  
第三条第一項中「者又は」を「者若しくは」に、「得た者若しくは」を「得た者又は」に、「第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において」を「以下」に改める。  
第四条第一項中「次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において」を「以下」に改める。

第二十九条第二項中「が放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第一号中「自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む)」を「特定入力型自動公衆送信」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

第二十九条第三項中「が有線放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

第三十一条第一項中の「資料(次項)に改め、同項第一号中「第三項において同じ」を削り、同条第二項中「次項」を「次項若しくは第四項」に、「同項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供する」を「次に掲げる行為を行う」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。  
二 自動公衆送信された当該著作物の複製物を用いて公に伝達すること(当該著作物の伝達を受ける者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受け取る対価をいう。第五項第二号及び第三十八条において同じ)を受けない場合に限る)。

第三十一条に次の四項を加える。  
四 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信(当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ)を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者(次号において「事前登録者」という)の用に供することを目的とするものであること。